

認可保育園等申込みに関する確認書

【児童氏名】

【生年月日】

年

月

日

※以下の項目は入園申込みにおいて、保護者の方にご確認いただく事項です。必ずお読みいただき、「□」に**すべて**チェックの上、署名欄に署名をお願いします。

入園の申込みについて

NO	確認事項	チェック欄
1	現在、保護者及び児童ともに住民票が深谷市にあります。	<input type="checkbox"/>
2	入園申込みに必要な書類及び、締切日を確認し、入園申込みをしました。（深谷市民で他市町村の保育施設利用希望者は締切日及び必要書類が深谷市内保育施設と異なることがあるので注意してください。）	<input type="checkbox"/>
3	《転園申請のかた》 転園決定後は元の保育園(転園元)に戻ることができません(再度新規の入園申込みが必要となります)。 また、転園決定後はすぐに在園する保育園(転園元)に連絡をしてください。	<input type="checkbox"/>
4	入園申込みに必要な書類は、必ず申込締切日までに揃えてご提出下さい。申込み後に、仕事や家族構成その他申込内容に変更があった場合は、保育課で手続きをしてください。（変更に伴い、提出書類が必要な場合もあります。）	<input type="checkbox"/>
5	保育時間・保育内容等は施設により異なります。希望保育施設は事前に必ず見学に行ってください。なお、アレルギーや障害等保育をする上で配慮すべきことがある場合は、見学時に必ず保育施設へお伝えください。 ※申請時に見学に行っていない保育施設がある場合は必ず後日見学に行ってください。	<input type="checkbox"/>
6	0歳児クラスの申込みについては、施設によって受入月齢が異なります。希望保育施設の受入月齢を必ずご確認ください。利用開始希望月初日に受入月齢を満たしている児童が審査対象です。受入月齢を満たしていない場合は、希望保育施設の受入月齢に達するまでは審査対象外となります。	<input type="checkbox"/>
7	同一世帯内に在宅障害者がいる場合、教育・保育給付認定申請書の世帯の状況欄に記載した該当者の障害欄にチェックをしてください。また、該当者が障害者支援施設等に入所入院していない場合は、保育課に障害手帳の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
8	《「就労」理由のかた》 就労理由での保育園申込みの場合、就労時間が月48時間以上でないと申込みができません。	<input type="checkbox"/>
9	《「就労」理由のかた》 就労証明書の有効期限は証明日から3か月以内です。	<input type="checkbox"/>
10	《産休・育休明けのかた》 産休・育休明けでの入園を希望する場合は、就労証明書の「NO.14 復職(予定)年月日」欄を必ず記載してください。なお、育児休業期間を短縮または延長できる場合は、必ず備考欄に記載するか申し出てください。記載がない場合は、復職年月日を基準とした入園月での審査となります。	<input type="checkbox"/>
11	《産休・育休明けのかた》 産休・育休明けに入園が決定した場合は、入園後(復職後)に、復職証明書を入園月の翌月10日までに提出してください。提出されない場合は、退園となります。 《例：4月入園で復職日が5月1日の場合、5月10日までに復職証明書を提出する必要があります。※5月10日までに復職証明書を提出されない場合は5月末退園》	<input type="checkbox"/>
12	《「求職活動」理由のかた》 「求職活動」を理由とした在園期間は入園月から3か月です。入園の翌々月10日までに就労証明書を提出して下さい。提出がない場合は退園となります。 (例：4月入園の場合 在園期間は4月1日～6月30日 ※6月10日までに就労証明書を提出されない場合は6月末退園)	<input type="checkbox"/>
13	《「妊娠・出産」理由のかた》 「妊娠・出産」を理由とした在園期間は出産予定日から2か月が経過する月の末日です。その後、保育必要理由を切り替える場合は、一度退園となり、再度新規申込みとなります。 (例：4月入園で出産予定日が9月3日の場合 在園期間は4月1日～11月30日)	<input type="checkbox"/>
14	提出書類の内容について、電話等により保護者や勤務先へ確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
15	申請締切り後及び入園決定後に他の園へ入園希望を変更することはできません。	<input type="checkbox"/>
16	入園決定後に申込内容に変更があったことが判明した場合は、入園決定が取消しになる場合があります。申込内容に虚偽があった場合も同様です。	<input type="checkbox"/>
17	申込み後に保育の必要がなくなった場合及び転出等で入園申込みを取り下げの場合は、必ず保育課へ連絡してください。	<input type="checkbox"/>
18	申込書の有効期限は、入園を希望する年度の末日までです。翌年度4月以降の入園希望については、再度申込みが必要です。ただし、求職活動、出産、就学の場合は各保育必要期間を限度とします。	<input type="checkbox"/>

(裏面有り)

その他

NO	確認事項	チェック欄						
19	申込み前に「入園の手引き」を読み、内容を理解しました。	<input type="checkbox"/>						
20	申請書類に記載した内容に虚偽はありません。	<input type="checkbox"/>						
21	保育料は、必ず指定された期日までに責任を持って支払います。	<input type="checkbox"/>						
22	世帯内で保育料・学童保育料について滞納がある場合は、審査の上で大きく減点になることについて同意しました。	<input type="checkbox"/>						
23	《4月申請のかた》 世帯内で保育料・学童保育料について滞納があり、納付相談をしていない場合は、期間外審査(11月30日までに申請したかたの審査終了後の空き状況による審査)に移行することについて同意しました。	<input type="checkbox"/>						
24	保育料決定に必要な課税証明書の提出もしくは申告を市が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層（最高額）で決定されることについて同意しました。 <table border="1" data-bbox="256 789 1423 982" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 789 646 884">令和3年1月1日時点で 住民票があった場所</td> <td data-bbox="646 789 1037 884"> <input type="checkbox"/>市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要 </td> <td data-bbox="1037 789 1423 884"> <input type="checkbox"/>市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 884 646 982">令和4年1月1日時点で 住民票があった場所</td> <td data-bbox="646 884 1037 982"> <input type="checkbox"/>市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要 </td> <td data-bbox="1037 884 1423 982"> <input type="checkbox"/>市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認) </td> </tr> </tbody> </table>	令和3年1月1日時点で 住民票があった場所	<input type="checkbox"/> 市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要	<input type="checkbox"/> 市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認)	令和4年1月1日時点で 住民票があった場所	<input type="checkbox"/> 市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要	<input type="checkbox"/> 市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認)	<input type="checkbox"/>
令和3年1月1日時点で 住民票があった場所	<input type="checkbox"/> 市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要	<input type="checkbox"/> 市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認)						
令和4年1月1日時点で 住民票があった場所	<input type="checkbox"/> 市内 ※課税証明書提出不要。未申告の場合は 申告が必要	<input type="checkbox"/> 市外 ※課税証明書提出が必要。(詳細は入園 の手引きで確認)						

入園後について

NO	確認事項	チェック欄
25	入園後に変更があった場合（家族構成が変わった・居住地が変わった・仕事が変わった等）は保育課で変更手続きを行ってください。なお、保育必要量を変更する場合は、毎月20日までに保育課へ申請し翌月分から変更されます。	<input type="checkbox"/>
26	退園する場合は、原則、退園をする月の10日までに保育課で退園手続きを行ってください。市外に転出する場合も退園手続きが必要です。転出時に保育課で手続きを行ってください。転出後も継続して入園を希望する場合は保育課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>

本確認書の内容について全て確認し、同意しました。

年 月 日
【署名欄】 保護者氏名 _____